

# 講座Ⅱ 組合運営の基本2

---

## ④-1 労働委員会制度

# 1.労働委員会の活用

労働委員会制度を活用できる者 = 労組法が適用される労働者と労働組合



一般職非現業職員には労組法が適用されない(地公法58条1項)ので、一般職非現業職員とその職員団体は、労働委員会を活用することができない(現業・公企職員は活用可)

## (1)労働委員会とは

労組法及び地方自治法に基づき、労働者が団結することを擁護し、及び労働関係の公正な調整を図ることを任務として設置された行政委員会

- ① 中央労働委員会(中労委)・・・国に設置(厚生労働大臣の所轄)
- ② 都道府県労働委員会(都道府県労委)・・・各都道府県に設置

## (2)労働委員会の「特徴」

- ① 労働者委員、使用者委員、公益委員それぞれ同数の三者によって構成される。
- ② 労使の代表が関与することにより、労使間の利害の対立する問題を適切に処理することが目的。
- ③ 労働委員会が行う命令・告示等は、準司法的性格を有する。(労働委員会の行う処分には、行政不服審査法の不服申立てができない等)

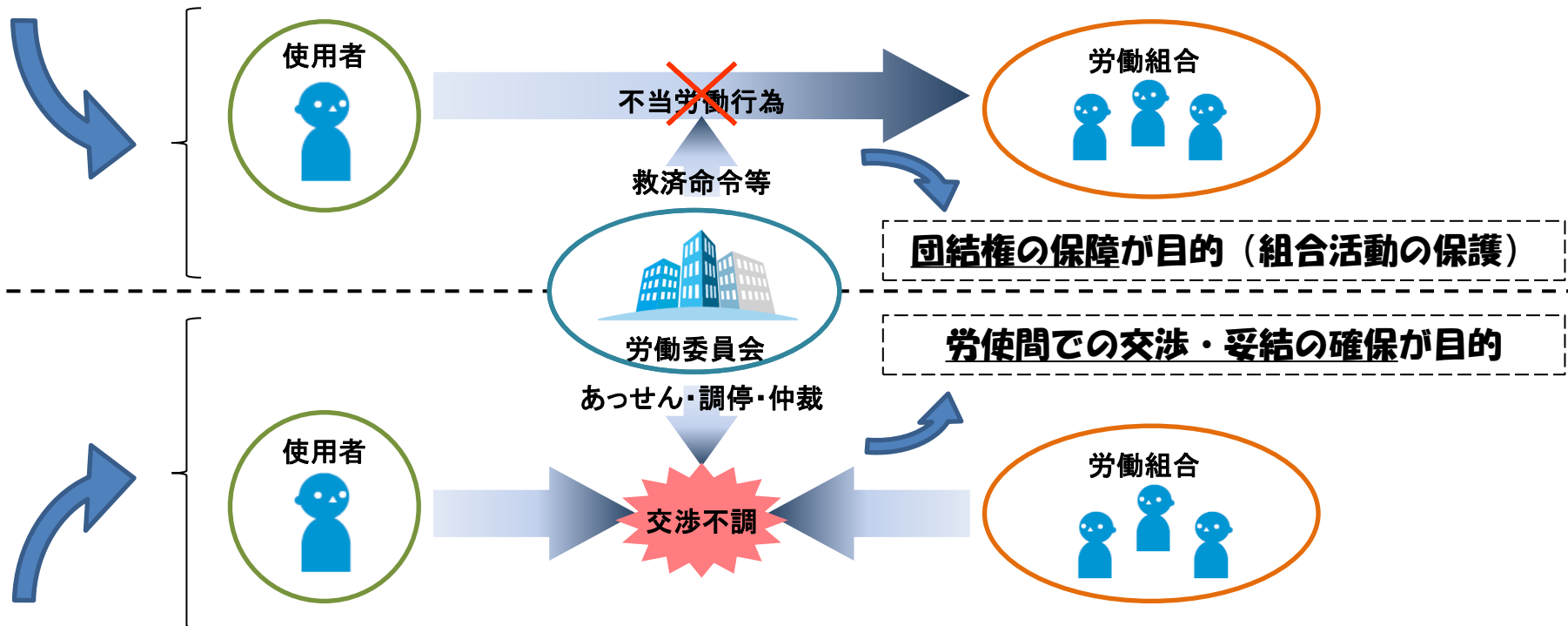
## (3)労働委員会の「権限」

- ①労働組合の資格審査
- ②不当労働行為の審査と救済
- ③労働争議の調整(あっせん、調停、仲裁)
- ④労働協約の拡張適用の決議(地域的な一般的拘束力の申立の審査・決議)
- ⑤強制権限(審査等に必要な証拠資料の提出を求める権限)
- ⑥個別労働紛争の調整
- ⑦特労法・地公企労法に基づく使用者の利益代表者の認定・告示(特労法の場合は中労委のみ)

# ※「不当労働行為」と「交渉不調の場合の調整システム」の違い

## 1. 「不当労働行為」の救済制度

- 不当労働行為とは  
⇒ 「使用者」が、「労働組合」や「組合員」等に対して行う、「不利益な取扱い」や「団交拒否」といった不当な妨害的行為。
- 不当労働行為救済制度  
⇒ 「労働組合」もしくは「組合員」等が申し立てを行うことで、「労働委員会」が事件を審査し、使用者に対して救済命令等を行うという制度。



## 2. 交渉不調の場合の調整システム ～あっせん・調停・仲裁～

- 制度の概略  
⇒ 労・使での交渉において、お互いの意見が対立し、交渉の継続や妥結が不可能な場合に、「労働委員会」が、「あっせん」・「調停」・「仲裁」を行い、調整をはかる制度。

## 2. 不当労働行為の4類型(その1)

労組法7条では、以下の各4号に掲げる使用者の行為を、不当労働行為として禁止

### (1) 不利益取扱い・黄犬契約(労組法7条1号)

#### 不利益取扱い

労働者が...

- 労働組合の組合員であること
- 労働組合に加入し、若しくはこれを結成しようとしたこと
- 労働組合の正当な行為をしたこと

以上を理由として、

使用者がその労働者を解雇し、  
その他これに対して不利益な取扱いをすること

具体的な「不利益取扱い」としては、公務の場合、免職、降任、転任、懲戒処分、昇任・昇格の差別的取扱い等が考えられる。

#### 黄犬契約

労働者が...

- 労働組合に加入しないこと
- 労働組合から脱退すること

以上を、使用者が雇用条件とすること

※ただし、ユニオン・ショップ制は対象外

〔職場において労働者が必ず労働組合に加入しなければならないという制度〕

※現業・公企公務員には、そもそもユニオン・ショップ制に関する規定が適用されない(地公企労法4条)

### (2) 報復的不利益取扱い(同条4号)

労働者が労働委員会に対し、不当労働行為の申立てや再審査を請求したこと等に対して、使用者が不利益な取扱いをすること。

### (3) 団体交渉拒否(同条2号)

使用者が雇用する労働者の代表者と団体交渉をすることを正当な理由がなく拒むこと

①使用者には、自己の雇用する労働者に対して、団体交渉応諾義務を負うものであり、これを拒否することは不当労働行為にあたる。

※地公法では、「当局は登録職員団体からの適法な交渉申し入れに応ずべき地位に立つ」とされており、自治体当局も団体交渉応諾義務を負うものであるが、交渉拒否に対する救済制度についての規定はないため、道義的責任を負うに留まる。

②「正当な理由」の有無については、個々の事案による。例えば、権限のない使用者に対する交渉申入に対して使用者が団体交渉を拒否する場合には「正当な理由」があるとされている。

#### 団交拒否の具体例

##### ① 交渉テーブルに着かない場合

- ア. 理由を何も掲げない組合否認的な交渉拒否
- イ. 交渉の日時・場所・時間・人数等に関して正当でない主張をしての交渉拒否

##### ② 交渉テーブルに着いているが、誠実に交渉しない場合

- ア. 合意達成の意思のないことを最初から明確にした交渉態度
- イ. 実際上交渉権限のない者が交渉に現れ、見せかけだけの団体交渉を行う
- ウ. 拒否回答や一般論のみを繰り返し実質的検討に入ろうとしない交渉態度
- エ. 合理性を疑われる回答への十分な説明のないままの固執
- オ. 組合の要求・主張に対する回答・説明・資料提示などの具体的対応の不足

## 4.不当労働行為の4類型(その3)

### (4)支配介入・経費援助(同条3号)

#### 支配介入

労働者が...

- 労働組合を結成すること
  - 労働組合を運営すること
- 以上に対して、使用者が支配し、介入すること

#### 経費援助

使用者が、労働組合の運営のための経費の支払につき経理上の援助を与えること

※ただし、以下は不当労働行為にあたらぬ

- 勤務時間中の労使交渉参加者への賃金の支払い
- 厚生資金等の福利の基金に対する寄附
- 最小限の広さの事務所の供与

支配介入に該当する使用者の行為は多様。以下は民間の例。

#### <労働組合の結成に対する支配介入>

- ・組合結成のあからさまな非難
- ・組合結成の中心人物の解雇または配転
- ・従業員への脱退や不加入の勧告ないし働きかけ
- ・先んじてまたは並行して親睦団体を結成させること等

#### <労働組合の運営に対する支配介入>

- ・組合活動家の解雇・配転
- ・正当な組合活動に対する妨害行為(組合幹部の買収・供応)
- ・組合切り崩し(脱退勧誘、批判派への激励・援助)
- ・別組合の結成援助・優遇

#### 【労働委員会の判断の事例】

使用者は、事業場に複数組合が併存する場合には、それぞれを独自の交渉相手として承認尊重し、団体交渉やその他の労働関係の局面において、各組合に対して中立的な態度をとるべき。

⇒組合の性格や運動方針の違いにより合理的理由なく差別したり、一方のみに便宜供与を図ることは、他方の組合を弱体化させる行為として「支配介入」と判定され得る

# 5.労働委員会での不当労働行為事件の救済の流れ

## 【地方での初審】

使用者



労働組合



①不当労働行為

救済命令等に対する労働組合の対応

- ・命令確定
- ・中労委への再審査申立
- ・取消訴訟の提起(行政訴訟)

救済命令等に対する使用者の対応

- ・命令確定(命令履行)
- ・中労委への再審査申立
- ・取消訴訟の提起(行政訴訟)

【罰則】

- ①初審もしくは再審査で命令確定した場合、使用者が命令違反したら、「50万円以下の過料」
- ②取消訴訟で労委の命令が支持された場合、使用者が命令に違反したら、「1年以下の禁固もしくは100万円以下の罰金」


ア)全部救済命令  
イ)一部救済命令

②申立

ウ)棄却  
(不当労の認定しない等)

エ)却下  
(申立期間を経過した申立や、申立人の主張する事実が、不当労働行為にあたらなことが明らかなき等)

都道府県労働委員会



審査  
調査  
審問

和解  
・  
取下

※自治体当局も同様

# 【参考】都道府県労働委員会での不当労働行為事件の取扱い状況

- 公務の不当労働行為事件の係属状況は、都道府県労委で年間160件前後（民間含む総数の約2割）。
- 全体の新規申立は2012年度では354件あり、うち北海道は25件で全国4位の多さ（公務関係は0件）。

区分	係属状況 ※2012年(2011年)			終結状況 ※2012年(2011年)			
	前年繰越	新規申立	計	取下・和解	命令・決定	計	
都道府県 労委	総数	567(583)	354(376)	921(959)	236(258)	117(134)	353(392)
	うち 公務関係	149(156)	19(16)	168(172)	8(13)	7(10)	15(23)

(2012年労働委員会年報より)

- 新規申立では、2号(団交拒否)単独が127件と最も多く、次いで、1号(不利益取扱い)・2号・3号(支配介入)の複合申立が67件、2号・3号の複合案件が56件の順となっている。
- 公務関係でも、2号及び3号に関する申立が多い傾向。

- 終結率(終結総数÷係属件数)は、平均40%。
- 終結件数のうち、命令・決定に至る前に取下・和解で解決するケースが比較的多い。

## 平均処理日数

<都道府県労委(初審)>  
 命令・決定・・・579日(544日)  
 取下・和解・・・315日(575日)

<中労委(再審査)>  
 命令・決定・・・674日(991日)  
 取下・和解・・・1005日(574日)

⇒初審・再審査をあわせると、命令・決定までに3年以上の時間を要する場合が多い。その上取消訴訟となると、さらに事件終結まで時間を要する。

※2012年(2011年)